

「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」の改定について

社会経済情勢や環境の変化を的確に捉え、より時代に即した清掃リサイクル施策を展開していくため、令和8（2026）年度に「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」を改定します。

1 背景・経緯

区が令和3（2021）年3月に策定した「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」（以下「現行計画」という。）は、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までを計画期間とし、家庭や事業所から排出されるごみ量の削減や、資源化率の向上等を数値目標として定めるとともに、食品ロス削減推進法に基づく「港区食品ロス削減推進計画」を包含した計画です。

区は現行計画に基づき、区民や事業者とともに3Rを推進し、食品ロスの削減に向けた施策を実施してきました。その結果、ごみ量や食品ロスの削減については一定の成果を得ましたが、資源化率の向上については更なる取組の強化が必要です。

この間、国ではプラスチック資源循環促進法が施行され、その後「第五次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定を経て、昨年には再資源化事業等高度化法が施行されるなど、循環型社会の構築に向けた動きが加速しています。食品ロスに関しては、昨年「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の第2次基本方針が閣議決定され、新たな数値目標や施策の推進が盛り込まれました。

東京都においては、持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革や、廃棄物処理システムの更なる充実強化等をコンセプトとして、新たな資源循環・廃棄物処理計画を策定しています。

区がめざす「2050年ゼロカーボンシティ」の実現や、埋立処分場の残余期間の延伸に加え、循環型社会の構築が急がれる現状において、区はこれまで区民や事業者とともに実施してきた3Rや食品ロスの削減の取組を一層強化していかなければなりません。また、大規模災害時における廃棄物の運搬・処理については、区が令和4（2022）年3月に策定した「港区災害廃棄物処理基本方針」に基づき、近年の災害から得られた教訓を踏まえて、万全な対策を講じていく必要があります。

2 基本的な方向性

一般廃棄物処理行政を取り巻く環境の変化や様々な課題を踏まえ、以下の方向性に沿って改定を進めます。

(1) 現行計画の成果と課題を踏まえた施策の見直し

現行計画の取組の成果と課題の検証、この間に明らかになった一般廃棄物処理

の現状に関するデータの動向、区民・事業者の意識調査の結果等を踏まえ、施策を見直します。

なお、重点項目は、以下のとおりです。

- ・ 事業系ごみの発生抑制
- ・ プラスチックの使用抑制と資源循環
- ・ 食品ロスの削減
- ・ 資源回収の拡大
- ・ 持続可能な集団回収制度の構築
- ・ 安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善
- ・ 災害等への対応力の向上
- ・ 効果的な普及・啓発と環境学習の充実

(2) 区の関連計画との整合

令和8（2026）年度中に策定する「MINATO ビジョン」及び「港区環境基本計画」と整合を図り、より効果的に施策を推進します。

(3) 国及び東京都等との調和

国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」及び関連する各種の戦略・施策、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」、東京二十三区清掃一部事務組合の「一般廃棄物処理基本計画」等との調和を図ります。

(4) 多様な主体との連携・協働の更なる推進

区民、事業者、大学等教育機関など、多様な主体との連携・協働を更に推進し、各施策を効果的に実施します。

3 計画の基本的事項

計画の基本的事項は、以下のとおりです。

(1) 計画の構成

一般廃棄物処理基本計画は、ごみの発生抑制、減量・資源化、収集運搬、中間処理等を定める「ごみ処理基本計画」と、し尿、汚泥及び生活雑排水の処理・処分を定める「生活排水処理基本計画」により構成します。

また、食品ロス削減推進法に基づく「港区食品ロス削減推進計画」を包含した計画とします。

(2) 計画に定めるべき事項

一般廃棄物処理基本計画では、長期的・総合的視野の下、計画の基本理念及び基本方針、数値目標、具体的施策のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項に基づき、次に掲げる事項を定めます。

- ・ ごみの発生量及び処理量の見込み
- ・ ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
- ・ 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
- ・ ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

- ・ごみの処理施設の整備に関する事項
- ・その他ごみの処理に関し必要な事項

(3) 計画期間

現行計画期間の後期に当たる令和9（2027）年度から令和14（2032）年度までの6か年における一般廃棄物処理行政の方向性を示すものとして位置付けます。

4 検討体制等

一般廃棄物処理基本計画の検討は、以下の体制等により進めます。

(1) 港区環境審議会への諮問

港区環境基本条例第20条第2項第2号の規定に基づき、「港区環境審議会」に計画改定に係る基本的な方向性について諮問し、答申をいただきます。

(2) 庁内検討体制

港区環境審議会からの答申に基づき、区の環境施策に関わる組織で構成する港区環境調整委員会等において、一般廃棄物処理基本計画の内容を検討します。

(3) 区民意見反映のための方策

計画の内容に区民・事業者等の広範な意見を反映するため、次期MINATOビジョン策定に向けた「みなとタウンフォーラム第4グループ（環境・リサイクル分野）」や地区版基本計画策定に向けた区民参画組織からの提言を十分に踏まえるとともに、区民意見募集及び説明会を実施します。

5 スケジュール（予定）

★…港区環境審議会連絡事項

令和8年	5月～7月	港区環境審議会における審議（3回予定）★
	8月	港区環境審議会から答申 ★会長のみ
	11月	計画素案確定
	12月～1月	港区環境審議会へ報告 ★
		港区議会へ報告
		区民意見募集及び説明会の実施
令和9年	2月～3月	計画確定
		港区環境審議会へ報告★